

第1章 計画策定の趣旨

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景・目的

少子高齢社会が本格化し、都市化や核家族化が進むなかで、家族や地域のきずなが弱まりつつあります。これに伴い、祖父母や近隣から子育ての支援を得ることができず、子育てにおける父母の負担が増加し、育児不安やストレス、児童虐待などの問題が発生しています。

また、女性全体の就業率が高まる一方で、仕事と子育ての両立の困難さから、20歳代後半から30歳代の就業率が大幅に減少しており、出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、少子化対策と子育て支援を推進するため、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法^{※1}が定められ、地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定が義務づけられました。これに伴い本市では、平成17年3月に「上尾市次世代育成支援行動計画」を策定し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりや、地域における総合的な子育て支援の推進に取り組んできました。

「上尾市次世代育成支援行動計画」が平成26年度に終了するに先立って、平成24年8月に子ども・子育て関連3法^{※2}が成立・公布されました。子ども・子育て関連3法では、これまで個別に行われてきた幼少期の教育、保育、子育て支援を総合的に推進することを目指しています。

子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」では、幼稚園、保育所(園)、認定こども園を通じた共通の給付(施設型給付)と、小規模保育事業等への給付(地域型保育給付)が創設されたほか、地域子育て支援拠点事業など13の地域子ども・子育て支援事業が位置づけられました。

また、新制度では、基礎自治体である市町村が実施主体となり、地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施していきませんが、国・都道府県が実施主体の市町村を重層的に支える仕組みとなっています。

本計画は、次世代育成支援対策推進法及び新たな制度の趣旨に則るとともに、これまで市が取り組んできた子育て支援の取組をより一層充実しながら、市民・地域・企業・市が協働で子育てを支え、子どもが伸びやかに成長していける地域社会の実現を目的とするものです。

※¹ 平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法とされていたが、有効期限が平成37年3月まで10年間延長された。

※² 子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律。

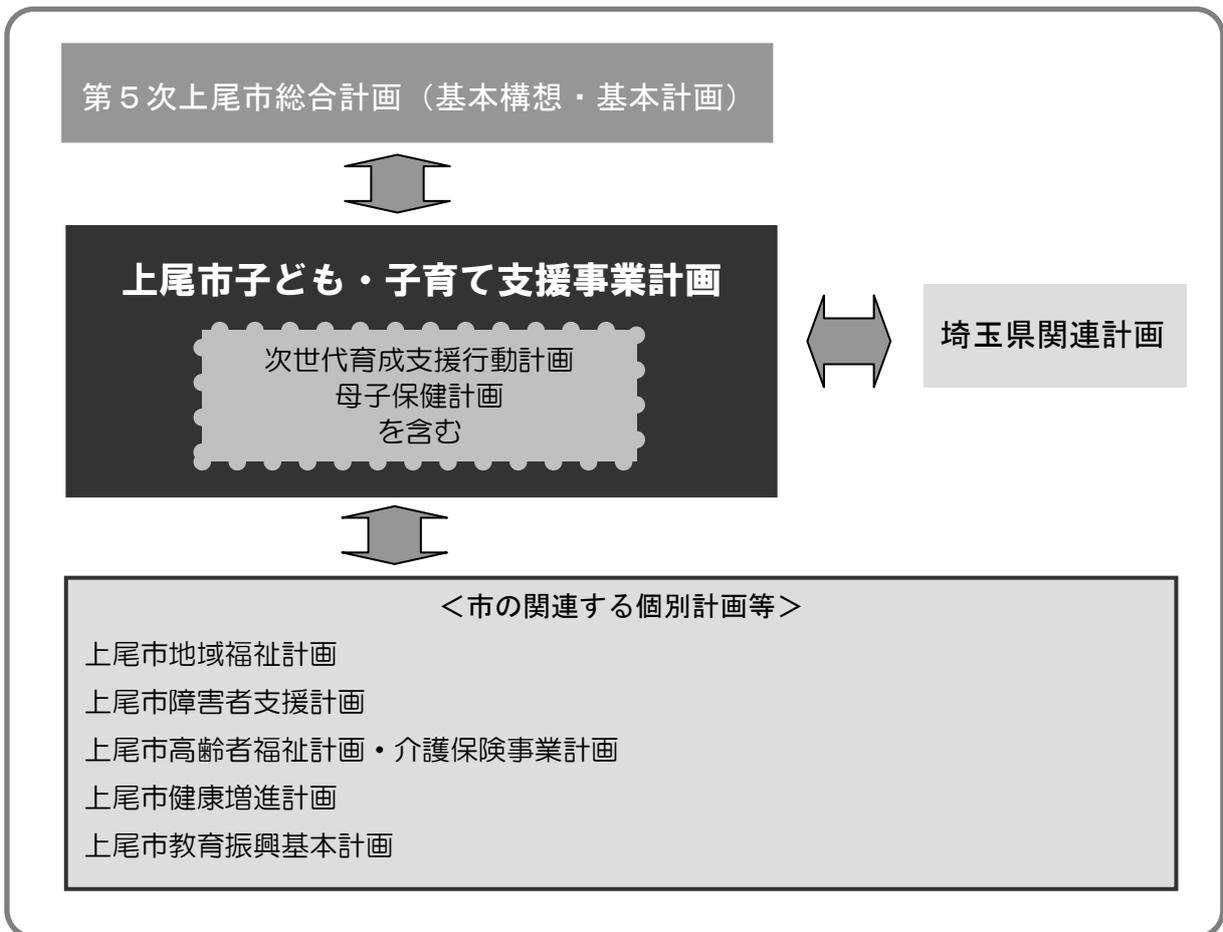
2 計画の性格と位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「上尾市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を引き継ぐとともに、平成24年8月公布の子ども・子育て支援法第61条^{※3}に基づいて策定したものです。また、母子の健康づくりにかかる「母子保健計画」についても含む計画とします。

本計画は、第5次上尾市総合計画を上位計画とし、保健・福祉の分野別計画（地域福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者支援計画、健康増進計画など）と整合を図りながら進めていくものです。

本計画の策定にあたっては、「上尾市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）、「上尾市子ども・子育て会議」、「パブリックコメント」を実施し、市民の意見を反映しています。

●●○計画の関連図



※³ 「市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」

3 計画の期間

本計画の計画期間を、平成 27 年度から平成 31 年度までの5か年とします。なお、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

●●○計画期間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
第5次総合計画 (基本構想・基本計画)	平成 23～32 年度					
地域福祉計画	平成 19～28 年度					
子ども・子育て支援事業計画	平成 27～31 年度					

